

環境省同時発表

平成26年12月1日

## フロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からの フロン類の回収量等の集計結果(平成25年度分)を公表します

経済産業省及び環境省は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収・破壊法」という。)に基づく、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果を取りまとめました。

平成25年度にフロン類を回収した業務用冷凍空調機器の台数は約137万台、回収したフロン類の量は約4,463トンであり、前年度と比較して回収台数は約7万台(約5.3%)増加しましたが、回収量は約80トン(約1.8%)減少しました。

### 1. フロン類の回収量等の集計結果概要(平成25年度分)

平成25年度にフロン類を回収した業務用冷凍空調機器の台数は約137万台、回収したフロン類の量は約4,463トンであり、平成24年度と比べ回収台数は約7万台(約5.3%)増加しましたが、回収量は約80トン(約1.8%)減少しております。

廃棄時等及び整備時<sup>※</sup>別の回収量等は次のとおりです。

#### (1) 機器の廃棄時等について

平成25年度に業務用冷凍空調機器の廃棄時等にフロン類を回収した台数は約115万台、回収したフロン類の量は約3,088トンであり、平成24年度と比べ回収台数は約8万台(約7.0%)増加しましたが、回収量は約56トン(約1.8%)減少しております。(表1参照)

#### (2) 機器の整備時について

平成25年度に業務用冷凍空調機器の整備時にフロン類を回収した台数は約22万台、回収したフロン類の量は約1,375トンであり、平成24年度と比べ回収台数は約1万台(約3.0%)、回収量は約24トン(約1.7%)減少しております。(表1参照)

※機器の整備時とは、業務用冷凍空調機器を整備(修理)する際に充填されているフロン類を回収する必要がある場合のものであり、機器を廃棄せずに整備(修理)後も再度当該機器を使用するものです。

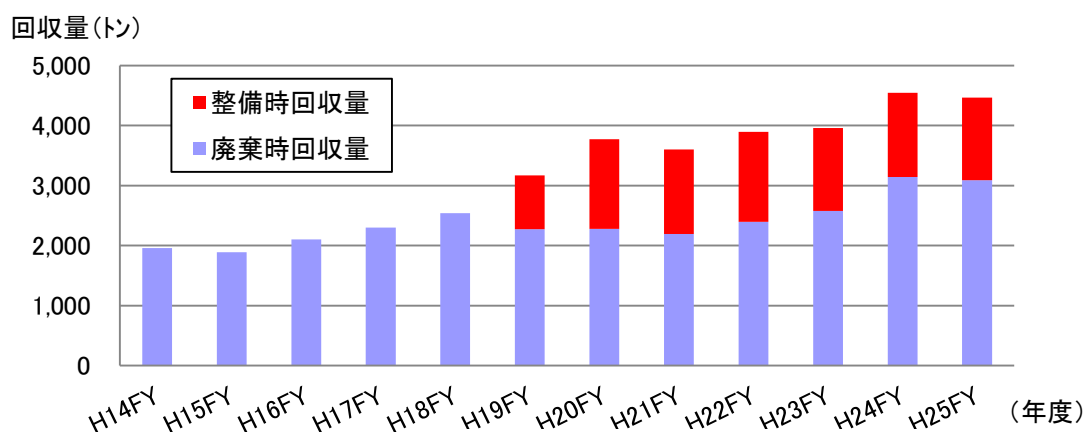
### 2. 今後の対応

フロン類はオゾン層を破壊し又は地球温暖化に影響をもたらすため、フロン類の回収を促進し大気中への排出を抑制する必要があることから、当省としましては、環境省及び各都道府県などと連携しフロン回収・破壊法の施行強化を図り、引き続きフロン類の回収促進に取り組んでまいります。

表1 フロン類回収量等の前年度との比較

		平成24年度	平成25年度	増減	増減率
合計	回収した第一種特定製品の台数 (台)	1,299,229	1,367,968	68,739	5.3%
	回収した量 (kg)	4,543,081	4,463,093	-79,988	-1.8%
	年度当初の保管量 (kg)	234,661	212,945	-21,716	-9.3%
	フロン類破壊業者に引き渡された量 (kg)	3,473,681	3,292,553	-181,127	-5.2%
	再利用等された量 (kg)	1,084,288	1,176,329	92,042	8.5%
	年度末の保管量 (kg)	218,750	207,067	-11,683	-5.3%
廃棄時等	回収した第一種特定製品の台数 (台)	1,072,440	1,148,041	75,601	7.0%
	回収した量 (kg)	3,143,416	3,087,831	-55,585	-1.8%
	年度当初の保管量 (kg)	130,429	117,596	-12,832	-9.8%
	フロン類破壊業者に引き渡された量 (kg)	2,511,606	2,385,315	-126,291	-5.0%
	再利用等された量 (kg)	638,701	713,249	74,548	11.7%
	年度末の保管量 (kg)	123,137	106,776	-16,361	-13.3%
整備時	回収した第一種特定製品の台数 (台)	226,789	219,927	-6,862	-3.0%
	回収した量 (kg)	1,399,665	1,375,262	-24,403	-1.7%
	年度当初の保管量 (kg)	104,233	95,349	-8,884	-8.5%
	フロン類破壊業者に引き渡された量 (kg)	962,075	907,238	-54,836	-5.7%
	再利用等された量 (kg)	445,587	463,081	17,493	3.9%
	年度末の保管量 (kg)	95,614	100,292	4,678	4.9%

フロン回収・破壊法に基づくフロン類回収量の推移



※平成19年度より整備時におけるフロン類の回収量報告を義務化

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省製造産業局化学物質管理課  
 オゾン層保護等推進室長 大木 雅文  
 担当者: 柴田、下館  
 電話: 03-3501-1511(内線3711)  
 03-3501-4724(直通)

## フロン回収・破壊法における今回の発表の位置付け

1. フロン回収・破壊法において、フロン類の大気中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品(業務用エアコン及び業務用冷蔵・冷凍機器が対象であり、カーエアコンは対象外。以下同じ。))の使用及び廃棄に際して、冷媒として使用されているフロン類を適正かつ確実に回収することとなっております。
2. 同法により、第一種フロン類回収業者(業務用冷凍空調機器から冷媒フロン類を回収するため都道府県知事の登録を受けている者)は、前年度に回収したフロン類の量等を都道府県知事に毎年度報告し(法第22条第3項)、都道府県知事はその報告に係る事項を主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣)に通知しなければならないこととされています(法第22条第4項)。

主務大臣は、この通知事項等を整理して特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとされており(法第46条)、今回はこの規定に基づき第一種特定製品から回収したフロン類の回収量等の集計結果を公表するものです。

(フロン回収・破壊法関係条文)

### 第二十二條

- 3 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

第四十六條 主務大臣は、第二十二條第四項の規定による通知又は第三十四條第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。

## 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量集計結果(詳細)

表2 第一種フロン類回収業者による回収量等(平成25年度)

		CFC	HCFC	HFC	合計
合 計	回収した第一種特定製品の台数 (台)	64,469	497,208	806,291	1,367,968
	回収した量 (kg)	175,090	2,916,772	1,371,231	4,463,093
	年度当初の保管量 (kg)	13,232	133,514	66,199	212,945
	フロン類破壊業者に引き渡された量 (kg)	128,453	2,143,153	1,020,948	3,292,553
	再利用等された量 (kg)	45,348	789,595	341,387	1,176,329
	年度末の保管量 (kg)	14,521	117,449	75,097	207,067
廃 棄 時 等	回収した第一種特定製品の台数 (台)	61,470	417,362	669,209	1,148,041
	回収した量 (kg)	137,486	2,261,003	689,342	3,087,831
	年度当初の保管量 (kg)	10,870	88,299	18,427	117,596
	フロン類破壊業者に引き渡された量 (kg)	117,788	1,737,975	529,552	2,385,315
	再利用等された量 (kg)	18,226	538,471	156,551	713,249
	年度末の保管量 (kg)	12,342	72,766	21,668	106,776
整 備 時	回収した第一種特定製品の台数 (台)	2,999	79,846	137,082	219,927
	回収した量 (kg)	37,603	655,770	681,889	1,375,262
	年度当初の保管量 (kg)	2,362	45,216	47,771	95,349
	フロン類破壊業者に引き渡された量 (kg)	10,665	405,178	491,396	907,238
	再利用等された量 (kg)	27,121	251,124	184,836	463,081
	年度末の保管量 (kg)	2,179	44,684	53,429	100,292

注1) 小数第一位未満を四捨五入したため、数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しない(以下同じ)。

注2) 廃棄時等には、機器の再資源化等を含む(以下同じ)。

注3) 再利用等された量は、フロン類回収業者が自ら再利用した量及びフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認める者に引き渡された量の合計。

## (参考)

CFC(クロロフルオロカーボン):

冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。オゾン層を破壊する物質であり、モントリオール議定書に基づき1995年末で生産が全廃された。一般的にHCFC、HFCよりも強力な温室効果ガスでもある。

HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン):

CFCの代替物として開発されたものであり、CFCに比べ効果は少ないもののオゾン層を破壊する物質。モントリオール議定書に基づき我が国においては2019年全廃予定。強力な温室効果ガスである。

HFC(ハイドロフルオロカーボン):

CFC、HCFCの代替物として開発された、いわゆる代替フロン。オゾン層を破壊しないものの強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減対象物質となっている。

表3 フロン類の種類別の台数及び回収量の前年度との比較

		CFC		HCFC		HFC	
		台数(台)	回収量(kg)	台数(台)	回収量(kg)	台数(台)	回収量(kg)
合 計	平成24年度	55,178	210,502	514,037	3,139,522	730,014	1,193,057
	構成比率	4.2%	4.6%	39.6%	69.1%	56.2%	26.3%
	平成25年度	64,469	175,090	497,208	2,916,772	806,291	1,371,231
	構成比率	4.7%	3.9%	36.3%	65.4%	58.9%	30.7%
	増減	9,291	-35,412	-16,829	-222,750	76,277	178,174
廃 棄 時 等	平成24年度	52,283	161,646	424,972	2,459,443	595,185	522,327
	構成比率	4.0%	3.6%	32.7%	54.1%	45.8%	11.5%
	平成25年度	61,470	137,486	417,362	2,261,003	669,209	689,342
	構成比率	4.5%	3.1%	30.5%	50.7%	48.9%	15.4%
	増減	9,187	-24,159	-7,610	-198,440	74,024	167,014
整 備 時	平成24年度	2,895	48,856	89,065	680,079	134,829	670,730
	構成比率	0.2%	1.1%	6.9%	15.0%	10.4%	14.8%
	平成25年度	2,999	37,603	79,846	655,770	137,082	681,889
	構成比率	0.2%	0.8%	5.8%	14.7%	10.0%	15.3%
	増減	104	-11,253	-9,219	-24,310	2,253	11,159

## 業務用冷凍空調機器の廃棄時等におけるフロン類の回収率について

業務用冷凍空調機器の廃棄時等におけるフロン類の回収率は、機器の年度別出荷台数、経年別廃棄台数割合、フロン類初期充てん量等から当該年度における廃棄時残存冷媒量を推計し、これに占める当該年度における回収量（法第22条第4項に基づき、都道府県知事から通知のあった業務用冷凍空調機器の廃棄時等においてフロン類を回収した量の集計値）の割合で算出しています。

平成25年度の廃棄時残存冷媒量は約9,175トンと推計され、同年度の業務用冷凍空調機器の廃棄時等における回収量は約3,088トンであることから、フロン類の回収率は約34%と推計され、平成24年度と同じ回収率となっております。

※整備時については、要整備機器台数や整備対象機器の含有冷媒量の推計が困難なため、回収率を算定しておりません。

表4 フロン類の回収量及び廃棄時回収率の推移

(回収量の単位:トン)

年度		14	15	16	17	18	19	20	21
回 収 量	合計	1,958	1,889	2,102	2,298	2,542	3,168	3,773	3,601
	廃棄時等	1,958	1,889	2,102	2,298	2,542	2,273	2,276	2,190
	整備時	—	—	—	—	—	895	1,497	1,411
廃棄時等回収率		35%	29%	30%	31%	32%	27%	28%	30%

年度		22	23	24	25
回 収 量	合計	3,895	3,958	4,543	4,463
	廃棄時等	2,396	2,579	3,143	3,088
	整備時	1,498	1,379	1,400	1,375
廃棄時等回収率		31%	29%	34%	34%

※平成19年度より整備時回収量の報告が追加